

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	現行相当訪問型サービス	訪問型サービス費 (I) (独自)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位		1168	1月につき	
A2	1113	現行相当訪問型サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818		
A2	1114	現行相当訪問型サービス・同一				1051		
A2	1115	現行相当訪問型サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736		
A2	2111	現行相当訪問型サービス日割	訪問型サービス費 (I) (独自)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 38単位		38	1日につき	
A2	2113	現行相当訪問型サービス日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27		
A2	2114	現行相当訪問型サービス日割・同一				34		
A2	2115	現行相当訪問型サービス日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	24		
A2	1211	現行相当訪問型サービス二	訪問型サービス費 (II) (独自)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位		2335	1月につき	
A2	1213	現行相当訪問型サービス二・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1635		
A2	1214	現行相当訪問型サービス二・同一				2102		
A2	1215	現行相当訪問型サービス二・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1472		
A2	2211	現行相当訪問型サービス二日割	訪問型サービス費 (II) (独自)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位		77	1日につき	
A2	2213	現行相当訪問型サービス二日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54		
A2	2214	現行相当訪問型サービス二日割・同一				69		
A2	2215	現行相当訪問型サービス二日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	49		
A2	2321	現行相当訪問型サービス三日割	訪問型サービス費 (III) (独自)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位		3704	1月につき	
A2	2323	現行相当訪問型サービス三日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2593		
A2	2324	現行相当訪問型サービス三日割・同一				3334		
A2	2325	現行相当訪問型サービス三日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2334		
A2	1321	現行相当訪問型サービス三	訪問型サービス費 (III) (独自)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 122単位		122	1日につき	
A2	1323	現行相当訪問型サービス三・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85		
A2	1324	現行相当訪問型サービス三・同一				110		
A2	1325	現行相当訪問型サービス三・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77		
A2	4001	現行相当訪問型サービス初回加算	初回加算			200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	現行相当訪問型サービス生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	100	
A2	4002	現行相当訪問型サービス生活機能向上連携加算 II			(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200	
A2	6269	現行相当訪問型サービス処遇改善加算一	介護職員処遇改善加算			(1) 処遇改善加算 (I)	所定単位数の 137/1000加算	1月につき
A2	6270	現行相当訪問型サービス処遇改善加算二				(2) 処遇改善加算 (II)	所定単位数の 100/1000加算	
A2	6271	現行相当訪問型サービス処遇改善加算三				(3) 処遇改善加算 (III)	所定単位数の 55/1000加算	
A2	6273	現行相当訪問型サービス処遇改善加算四				(4) 処遇改善加算 (IV)	(3)で算定した単価数の 90%加算	
A2	6275	現行相当訪問型サービス処遇改善加算五				(5) 処遇改善加算 (V)	(3)で算定した単価数の 80%加算	
A2	8000	現行相当訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	現行相当訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	現行相当訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	現行相当訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	現行相当訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	現行相当訪問型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位
種類	項目		給付率	単位数	算定単位		
A3	1001	訪問型サービスA-1（1割負担）	訪問型サービスA-1 1回233単位 要支援1: 週1回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2: 週2回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者: 原則要支援1と同じ扱い ※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス: 1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	233	1回につき
A3	1002	訪問型サービスA-2（2割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス: 2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	233	
A3	1003	訪問型サービスA-3（3割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	233	
A3	1201	訪問型サービスA-4（4割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス: 3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	233	
A3	1004	訪問型サービスA二1（短時間/1割負担）	訪問型サービスA二 1回116単位 要支援1: 週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週4回 要支援2: 週4回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週6回 事業対象者: 原則要支援1と同じ扱い ※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス: 1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	116	1回につき
A3	1005	訪問型サービスA二2（短時間/2割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス: 2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	116	
A3	1006	訪問型サービスA二3（短時間/3割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	116	
A3	1211	訪問型サービスA二4（短時間/4割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス: 3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	116	
A3	1007	訪問型サービスA三1（シルバー/1割負担）	訪問型サービスA三 1回130単位 要支援1: 週1回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2: 週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者: 原則要支援1と同じ扱い ※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	シルバー人材センターが提供する生活支援サービス: 1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	130	1回につき
A3	1008	訪問型サービスA三2（シルバー/2割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービス: 2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	130	
A3	1009	訪問型サービスA三3（シルバー/3割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービス: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	130	
A3	1221	訪問型サービスA三4（シルバー/4割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービス: 3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	130	
A3	1010	訪問型サービスA四1（買物支援/1割負担）	訪問型サービスA四 1回130単位 週1回	シルバー人材センターが提供する買物支援サービス: 1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	130	1回につき
A3	1011	訪問型サービスA四2（買物支援/2割負担）		シルバー人材センターが提供する買物支援サービス: 2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	130	
A3	1012	訪問型サービスA四3（買物支援/3割負担）		シルバー人材センターが提供する買物支援サービス: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	130	
A3	1231	訪問型サービスA四4（買物支援/4割負担）		シルバー人材センターが提供する買物支援サービス: 3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	130	
A3	1013	訪問型サービスA-1初回加算（1割負担）	訪問型サービスA-1 初回加算	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算: 1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3	1014	訪問型サービスA-2初回加算（2割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算: 2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3	1015	訪問型サービスA-3初回加算（3割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3	1301	訪問型サービスA-4初回加算（4割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算: 3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3	1016	訪問型サービスA二1初回加算（短時間/1割負担）	訪問型サービスA二 初回加算	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算: 1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3	1017	訪問型サービスA二2初回加算（短時間/2割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算: 2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3	1018	訪問型サービスA二3初回加算（短時間/3割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3	1311	訪問型サービスA二4初回加算（短時間/4割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算: 3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3	1019	訪問型サービスA三1初回加算（シルバー/1割負担）	訪問型サービスA三 初回加算	シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算: 1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	130	1月につき
A3	1020	訪問型サービスA三2初回加算（シルバー/2割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算: 2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	130	
A3	1021	訪問型サービスA三3初回加算（シルバー/3割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算: 3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	130	
A3	1321	訪問型サービスA三4初回加算（シルバー/4割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算: 3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	130	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目					給付率			
A3	1052	訪問型サービスC	訪問型サービスC	1回500単位 週1回 3ヶ月1クール (1クール最大12回まで)	訪問型サービスC（短期集中訪問型サービス）を利用する際に使用	100%	500	1回につき	
A3	1053	訪問型サービスC初回加算	訪問型サービスC初回加算		訪問型サービスC（短期集中訪問型サービス）の初回加算を付ける際に使用	300 単位加算	100%	300	1月につき
A3	1022	訪問型サービスA-1 処遇改善加算一（1割負担）	訪問型サービスA-1 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算I：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	90%	31	1回につき
A3	1023	訪問型サービスA-1 処遇改善加算二（1割負担）		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算II：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	90%	23	
A3	1024	訪問型サービスA-1 処遇改善加算三（1割負担）		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算III：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	90%	12	
A3	1025	訪問型サービスA-1 処遇改善加算四（1割負担）		(4) 処遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算IV：1割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	90%	10	
A3	1026	訪問型サービスA-1 処遇改善加算五（1割負担）		(5) 処遇改善加算(V)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算V：1割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	90%	9	
A3	1027	訪問型サービスA-2 処遇改善加算一（2割負担）	訪問型サービスA-2 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算I：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	80%	31	1回につき
A3	1028	訪問型サービスA-2 処遇改善加算二（2割負担）		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算II：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	80%	23	
A3	1029	訪問型サービスA-2 処遇改善加算三（2割負担）		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算III：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	80%	12	
A3	1030	訪問型サービスA-2 処遇改善加算四（2割負担）		(4) 処遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算IV：2割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	80%	10	
A3	1031	訪問型サービスA-2 処遇改善加算五（2割負担）		(5) 処遇改善加算(V)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算V：2割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	80%	9	
A3	1032	訪問型サービスA-3 処遇改善加算一（3割負担）	訪問型サービスA-3 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算I：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	70%	31	1回につき
A3	1033	訪問型サービスA-3 処遇改善加算二（3割負担）		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算II：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	70%	23	
A3	1034	訪問型サービスA-3 処遇改善加算三（3割負担）		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算III：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	70%	12	
A3	1035	訪問型サービスA-3 処遇改善加算四（3割負担）		(4) 処遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算IV：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	70%	10	
A3	1036	訪問型サービスA-3 処遇改善加算五（3割負担）		(5) 処遇改善加算(V)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算V：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	70%	9	
A3	1401	訪問型サービスA-4 処遇改善加算一（4割負担）	訪問型サービスA-4 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(I)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算I：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	60%	31	1回につき
A3	1411	訪問型サービスA-4 処遇改善加算二（4割負担）		(2) 処遇改善加算(II)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算II：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	60%	23	
A3	1421	訪問型サービスA-4 処遇改善加算三（4割負担）		(3) 処遇改善加算(III)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算III：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	60%	12	
A3	1431	訪問型サービスA-4 処遇改善加算四（4割負担）		(4) 処遇改善加算(IV)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算IV：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	60%	10	
A3	1441	訪問型サービスA-4 処遇改善加算五（4割負担）		(5) 処遇改善加算(V)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算V：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	60%	9	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目					給付率			
A3	1037	訪問型サービスA二1 処遇改善加算一（短時間／1割負担）	訪問型サービスA二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	90%	15	1回につき
A3	1038	訪問型サービスA二1 処遇改善加算二（短時間／1割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	90%	11	
A3	1039	訪問型サービスA二1 処遇改善加算三（短時間／1割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	90%	6	
A3	1040	訪問型サービスA二1 処遇改善加算四（短時間／1割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：1割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	90%	5	
A3	1041	訪問型サービスA二1 処遇改善加算五（短時間／1割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：1割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	90%	4	
A3	1042	訪問型サービスA二2 処遇改善加算一（短時間／2割負担）	訪問型サービスA二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	80%	15	1回につき
A3	1043	訪問型サービスA二2 処遇改善加算二（短時間／2割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	80%	11	
A3	1044	訪問型サービスA二2 処遇改善加算三（短時間／2割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	80%	6	
A3	1045	訪問型サービスA二2 処遇改善加算四（短時間／2割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：2割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	80%	5	
A3	1046	訪問型サービスA二2 処遇改善加算五（短時間／2割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：2割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	80%	4	
A3	1047	訪問型サービスA二3 処遇改善加算一（短時間／3割負担）	訪問型サービスA二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	70%	15	1回につき
A3	1048	訪問型サービスA二3 処遇改善加算二（短時間／3割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	70%	11	
A3	1049	訪問型サービスA二3 処遇改善加算三（短時間／3割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	70%	6	
A3	1050	訪問型サービスA二3 処遇改善加算四（短時間／3割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	70%	5	
A3	1051	訪問型サービスA二3 処遇改善加算五（短時間／3割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	70%	4	
A3	1451	訪問型サービスA二4 処遇改善加算一（短時間／4割負担）	訪問型サービスA二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	60%	15	1回につき
A3	1461	訪問型サービスA二4 処遇改善加算二（短時間／4割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	60%	11	
A3	1471	訪問型サービスA二4 処遇改善加算三（短時間／4割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	60%	6	
A3	1481	訪問型サービスA二4 処遇改善加算四（短時間／4割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	60%	5	
A3	1491	訪問型サービスA二4 処遇改善加算五（短時間／4割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	60%	4	

